

# つばめで暮らそう部会について

燕市障がい者自立支援協議会  
令和2年6月

※前回協議会では「地域生活支援部会（仮）～つばめで暮らそう部会～」と表記しましたが、  
「つばめで暮らそう部会」を正式名称と致します。

# 1. 部会設置の背景

## ■ 相談支援専門部会の気づき

「どのような体制を目指すのか、イメージの共有ができていない。」

平成24年度から基幹相談支援センターの設置に向けた協議や障がい福祉サービスガイドブックの作成、スキルアップのための研修などを実施してきました。毎年度、活動方針を立ててはいるものの何を目標しているのか、どのような体制をイメージしているのかが共有されず、単年度の活動で終わってしまっているのではないかという意見がありました。

## ■ より具体的な目標設定のために

「地域で安心した暮らしを実現する仕組みづくり」

障がい者等が安心して暮らすためには、必要な支援が必要な人に届けられる体制の構築が求められており、「地域を考える視点」が必要です。一方で地域生活支援の仕組みづくりは相談支援専門部会の範疇をはるかに超えています。

## ■ 取り組み方法の工夫

「地域生活支援に関する部会（＝つばめで暮らそう部会）の立ち上げが必要」

部会によるシステムづくりの検討を行うことで、全体目標の明確化と相談支援専門部会をはじめとする各部会の役割が見えやすくなります。また、相談支援専門部会（※）が持つ総合的・客観的な支援の視点を生かしつつ、各部会と連携し、地域の支援体制づくりを進めます。

※委員は相談支援員であり、サービス調整等を担っています。

# 2. 部会の目指す方向性（案）

## ■ 障がい児者が地域で安心して暮らすための仕組みづくり

イメージを共有するために下記2つの課題をお示ししました。

下記課題を実現することで地域の安心した暮らしにつながると考えます。

いずれも大きなテーマであり、全体会での協議が必要と考えておりますのでご協力をお願いします。

### 1. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ※P2～3参照

- 精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指します。

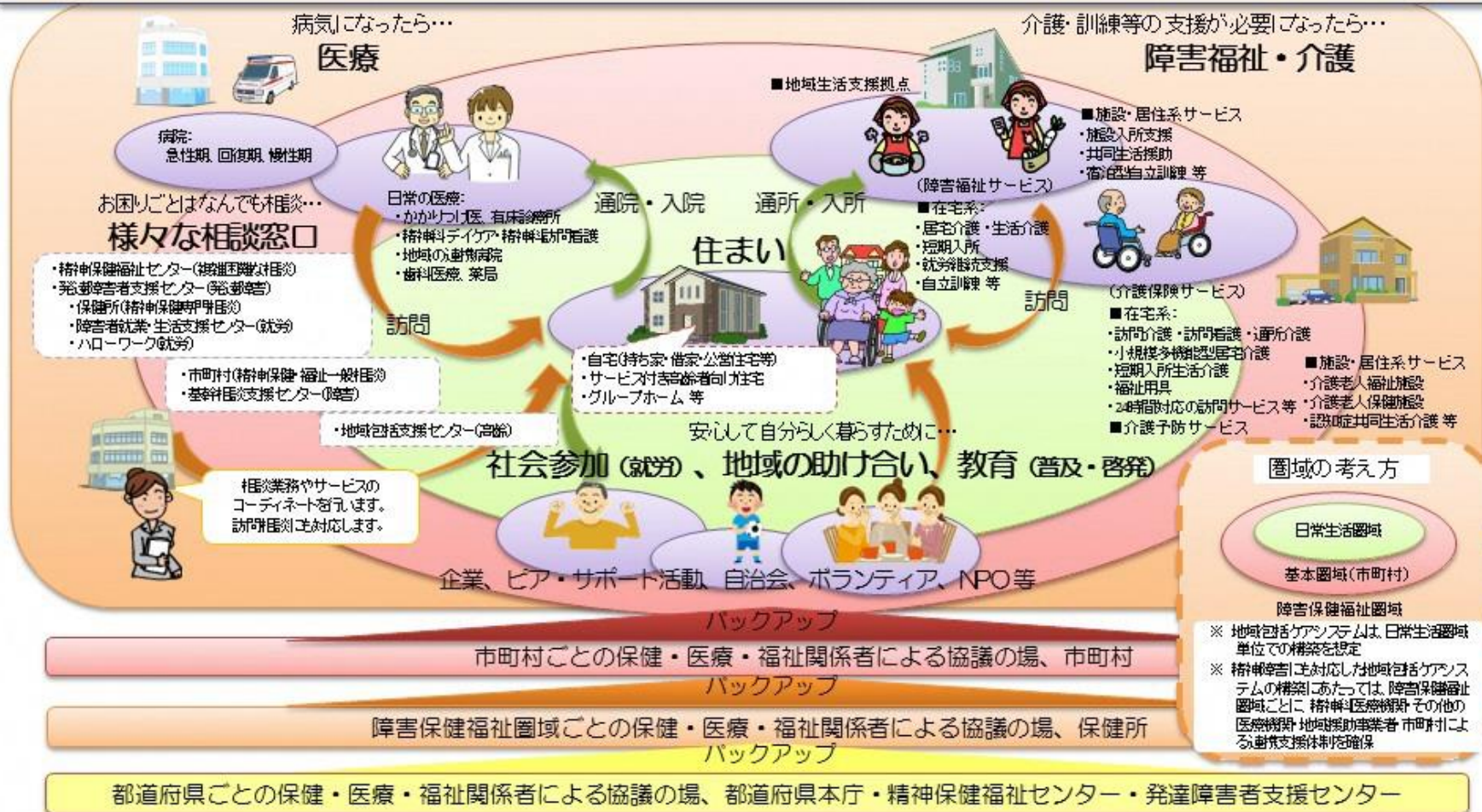
### 2. 地域生活支援拠点等の整備 ※前回（R2.3.18付け発送文書）資料参照

- 障がい児者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

### 3. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは①

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

- 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。
- このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。





## 4. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは②～現状と支援～

### I 精神障がいを取り巻く現状

#### ①まだまだ偏見があるのではないか

クリニックも増え、受診のハードルは低くなったように感じます。気軽に受診される方も居る一方でやはり「精神疾患」への抵抗感からか、なかなか治療につながらない方も居るようです。また、本人やご家族だけで悩みを抱えたり、精神疾患が分からないために必要のない不安を抱かれている方も居ないわけではありません。

#### ②投薬への期待と実際

服薬により改善する症状がある一方で薬の副作用に悩まされることもあります。また、継続的な治療による不安や負担感が出ることも少なくありません。

#### ③精神障がいの理解と支援

目に見えづらい障がいであり理解の難しさがあるかもしれません。また、医療がすべてを解決してくれる、服薬さえしていれば良いと思われがちな面があります。治療過程はひとそれぞれであり、医療だけではなく生活支援を必要とする場合があります。生活の主体がある地域の理解は精神障がいのある人にとって力強い支援となります。

### II 支援の仕組みについて

#### ①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に必要な視点

大きく、「地域の助け合い・教育（普及啓発）」、「住まい」、「社会参加（就労）」、「保健・予防」、「医療」、「障がい福祉・介護」があります。

#### ②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る4つの「助」

##### 自助

- ・自身のメンタルヘルス・障害理解の促進
- ・セルフチェック、適切な援助希求
- ・自助グループにおける活動

##### 互助

- ・住民同士の助け合い
- ・ボランティア活動
- ・NPO、住民組織等の活動
- ・ピアサポーターの活動

##### 共助

- ・精神科医療・身体科医療
- ・介護サービス

##### 公助

- ・障がい福祉サービス
- ・関連する各種事業
- ・人権擁護、生活保護、虐待対策
- ・通報対応

## 5. スケジュール（案）

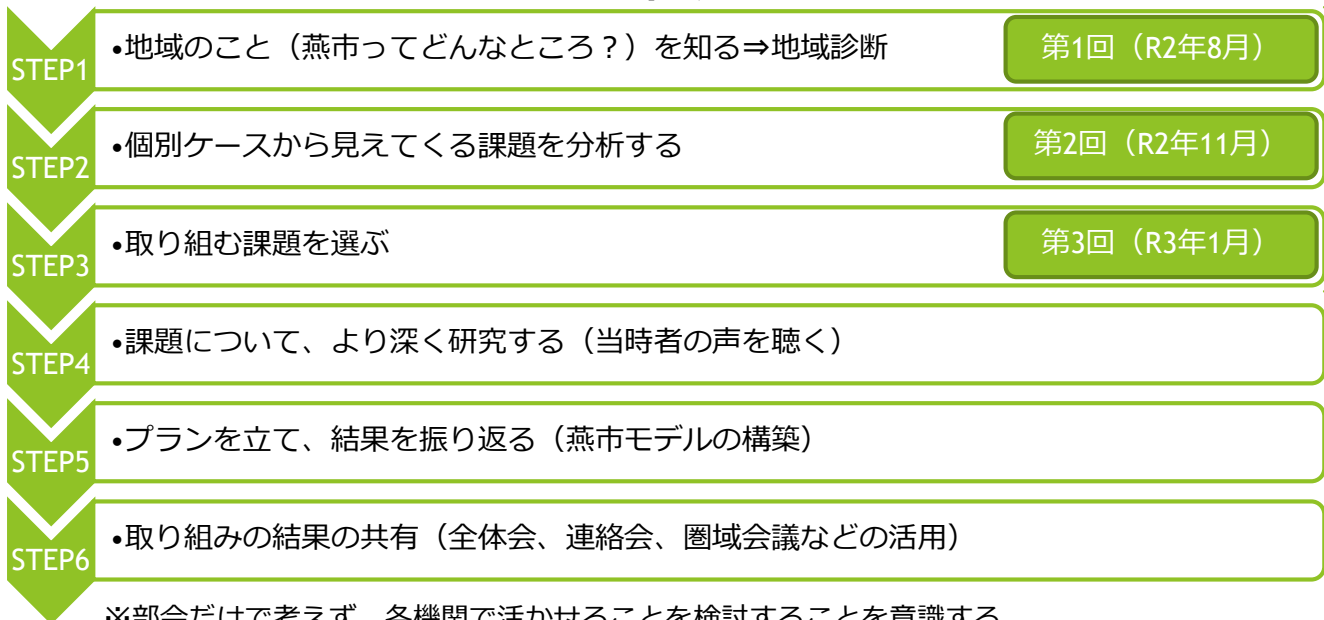
### I 今年度の取り組み

#### ■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいに焦点を当てることで取り組みの的が絞りがやすくなります。

包括ケアシステム構築を考えることが、地域生活支援拠点等の整備にもつながります。

### II 具体的な進め方と令和2年度の部会日程



※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、スケジュールが変更になる可能性があります。

## 6. 委員の選定

### ■ 参集予定機関

- 三条保健所（精神保健対策を担う公的機関）
- 大島病院（精神科病院）
- にじいろハウス（グループホーム）
- はばたき（地域活動支援センター）
- やすらぎ（基幹機能一部委託先）

### ■ 事務局

- 社会福祉課障がい福祉係 2名

## 7. 協議会の意見について

### I 精神障がいのある人に必要な地域支援について

- ①各委員の所属機関で、現在実施している取り組みはありますか。
- ②各委員の所属機関で、今後実施予定の新たな取組等がありますか。
- ③どのような地域支援が必要だと考えますか

### II 部会の方向性・スケジュール（案）等について

- ①事務局案で進めてよろしいでしょうか。
- ②補足や改善すべき点があればご意見をお願いします。

大きな課題に取り組むにあたり、自分事として考えるチームづくりから始めたいと考えています。